

■Ponta 会員規約 ローソン特約

新	旧
<p>第2条（ポイントの内容及び取扱い）</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3. 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他ローソン社の委託先の責に帰すべき事由がある場合、ローソン社もしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等ローソン社が直接外部から認識し得ない事情がある場合、またはやむを得ない事情がある場合に、ローソン社の業務等が停止したときは、ローソン社は<u>自己の故意又は重過失なき限り、その責を負いません。</u>またポイントの付与・変更・廃止、システムの整備・点検、カードの磁気不良・破損、または業務上の必要により、ローソン社の業務等を停止する等の場合もローソン社はその責を負わないことをあらかじめご了承願います。</p>	<p>第2条（ポイントの内容及び取扱い）</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3. 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他ローソン社の委託先の責に帰すべき事由がある場合、ローソン社もしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等ローソン社が直接外部から認識し得ない事情がある場合、またはやむを得ない事情がある場合に、ローソン社の業務等が停止したときは、ローソン社はその責を負いません。またポイントの付与・変更・廃止、システムの整備・点検、カードの磁気不良・破損、または業務上の必要により、ローソン社の業務等を停止する等の場合もローソン社はその責を負わないことをあらかじめご了承願います。</p>
<p>第5条（本特約の変更）</p> <p><u>本規約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、ローソン社は本特約を民法第548条の4の定型約款変更の規定に基づいて変更することがあります。</u></p>	<p>第5条（本特約の変更）</p> <p><u>ローソン社は、お客様に事前の承諾を得ることなく、告知あるいは当社が適当と判断する方法にて本規約を変更することができるとします。</u></p>